省令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第四号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）の施行に伴い、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の二第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

（ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第一条　ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省農林水産省通商産業省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項各号中「環境要素」の下に「（第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）」を加える。

第二十条第一項第二号イ(1)中「次条第三項第一号イ」を「次条第四項第一号イ」に改め、同号イに次のように加える。

(7)　一般環境中の放射性物質の状況

第二十一条第四項第一号及び第二号中「（第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第三号中「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ　放射線の量

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

別表第一を次のように改める。

別表第一　参考項目（第二十一条関係）

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施 ダムの堤体の工事	工事の実施 原石の採取の工事	工事の実施 施工設備及び工事用道路の設置の工事
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質 粉じん等	○		
		大気質 騒音	○		
		大気質 振動	○		
	水環境	水質 土砂による水の濁り	○		
		水温			
		富栄養化			
		溶存酸素量			
		水素イオン濃度	○		
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質 重要な地形及び地質			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○		
	植物	重要な種及び群落	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量	※○		